

## 入籍届について

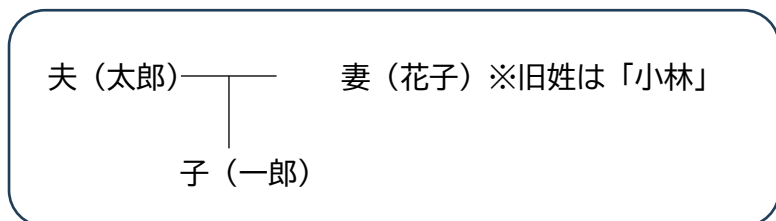
### 【概要】

子の氏（名字）が、父又は母の氏と異なる場合に、その子は、家庭裁判所の許可を得たときには、氏を父又は母の氏に変更することができます。

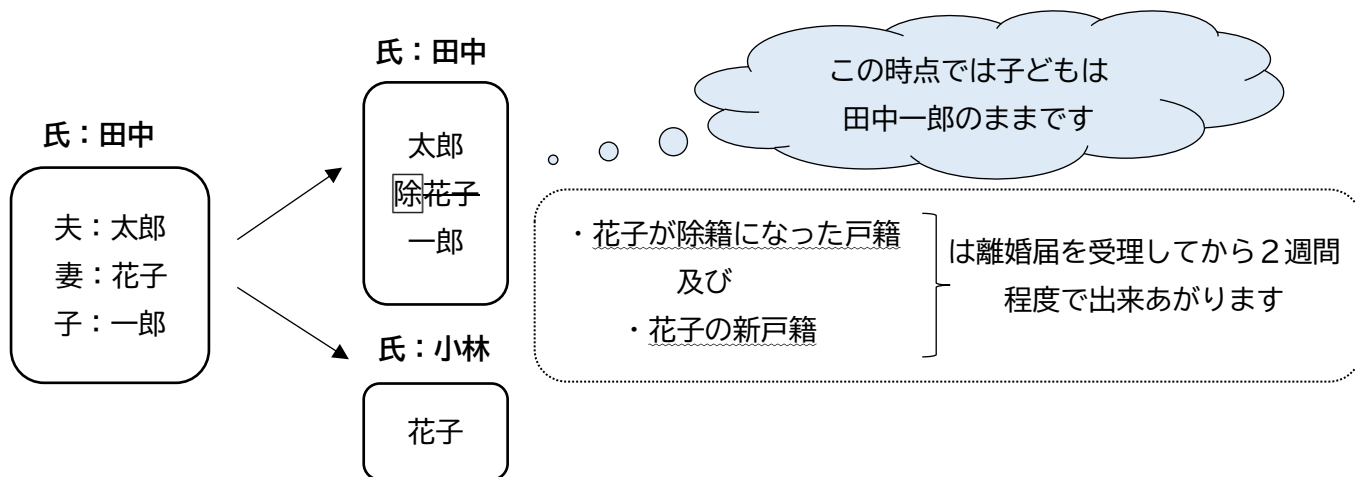
例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏に変更したいときには、この申立てをして、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

なお、父母が婚姻中の場合には家庭裁判所の許可は必要ありません。

例：家族構成 田中家



離婚届（妻が旧姓に戻り新戸籍場合）を提出したら戸籍は下記のとおり編成されます



### 1. 家庭裁判所に子の氏変更に関する申し立てをします

#### 【申立ての手続きをとる人】

- 子どもが満15歳以上の場合は、子ども本人
- 子どもが満15歳未満の場合は、法定代理人（親権者・未成年後見人等）

#### ※令和8年4月1日以降の手続きの注意点

- ✓ 共同親権の場合は、原則として、父母が共同で（父母が連名で）申し立てる必要があります
- ✓ 裁判手続き（調停・審判・人事訴訟）で親権行使者の指定がされている場合は、指定された父母の一方が単独で申し立てることができます

#### 【申立書の提出先】

子の住所地を管轄する家庭裁判所（複数の子が申し立てる場合は、そのうちの1人の住所地を管轄する家庭裁判所で申し立てることができます）

申し立ての手続きは、窓口への持参又は郵送による方法でできます

その他不明点については、家庭裁判所へお問合せ下さい

子どもの住所地が播磨町の場合は、姫路市にある家庭裁判所が管轄となります

**所在地**

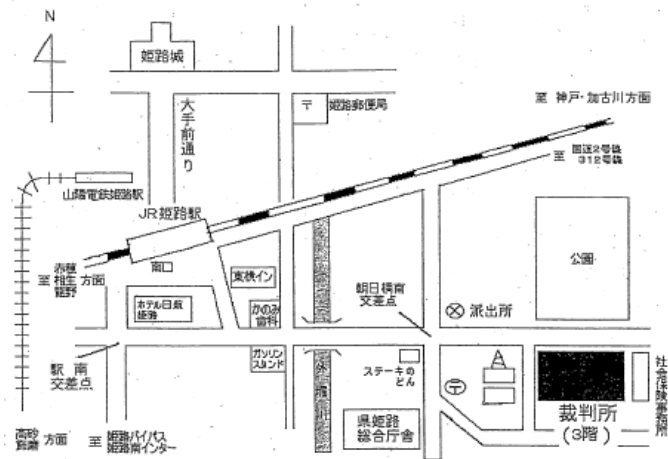
〒670-0947

兵庫県姫路市北条1丁目250番地

神戸家庭裁判所 姫路支部

TEL 079-281-2080 (家事受付係)

平日 9時～12時 / 13時～17時



**【申立てに必要な書類】**

- 「子の氏の変更許可申立書」(用紙は全国の家庭裁判所、または最高裁判所のHPからダウンロードも可能)
- 標準的な申立添付書類
  - 申立人(子)の戸籍謄本(全部事項証明書)
  - 父又は母(新たに入籍する側)の戸籍謄本(全部事項証明書)
 ※父母の離婚の場合、離婚の記載があるもの  
 ※申立ての審査の際に、追加書類が必要な場合があります

**【申立てに必要な費用】**

- 収入印紙800円(子1人につき)
- 連絡用の郵便切手  
(郵便料は裁判所ごとに異なりますので、申し立てされる家庭裁判所へ確認してください)

2. 市区町村役場戸籍窓口にて「入籍届」を提出します  
(裁判所から届いた審判書謄本を添付して下さい)

